

(公社) 全国学校栄養士協議会 今後の進め方について意見

R2. 2. 19

食品ロス削減基本方針に基づく取り組みも、食育基本法に基づく食育推進基本計画の推進と同様に、国民運動として取り組んでいくことになることと認識している。国民運動としての高まりを促すためには、食品ロス削減が国として喫緊の課題となっている現状を国民誰もが自分事として、しっかり認識する必要がある。

そのためには、

① 食品ロス削減推進の必要性の周知および実践につなぐ取り組み

・消費者や食品関連事業者（業種別・職場・教育現場・マスコミ・消費者団体・国・地方公共団体 等 国民全体）に、取り組みの趣旨の徹底を図ることが重要。

・各々の立場（個人・団体）で、「どこに課題があり、何ができるのか。」まずは、現状を把握分析し、推進体制、推進計画を策定して取り組むためのフロー（参考となるもの）を示すことも必要。

「趣旨はわかるが何をやったらよいか」ということで、掛け声だけにならないよう、周知徹底を図る啓発活動が必要（リーフレット・HP等）

② 具体的な実践事例を示し、行動変容につなぐ。

・国民が日常の中で、自分事として取り組むことができる具体例を示す。

・国民一人一人の取り組みの積み重ねが大きな成果を生むということを実感できる取り組み事例が効果的。

③ 食育推進基本計画における食品ロス削減の取り組みと連携した取組。

食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする。(食品ロス)

食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合80%以上(食育)

子どもは次世代の大人であり、消費者であることから、子どもへの食品ロス削減の教育は重要だと考えている。私たちは、「食品ロス削減のために、自分はどうのような行動ができるのか」を考えて行動できる子どもの育成を目指して、前回の会議で配布させていただいた食育の指導内容等に沿って、継続して取り組んでいく。